



2015.10.14
コチ コンサルティング

中国景気の動向が世界中の注目の的となっていますが、景気刺激のための不動産市場活性化施策として住宅積立金利用促進策が次々と打ち出されており、国慶節明けの10月8日より新たな政策が施行されています。人件費の中で大きな割合を占め、従業員にとって人気の福利厚生である住宅積立金に関わる政策は人事面からも注目すべき政策です。

国慶節休暇が終了すると、公安職員の検挙率目標達成のため、公安による検挙件数が増加するとも言われていますが、従業員の無断欠勤の理由として、かなりの比率で“勾留”による連絡不能の場合があります。本号では住宅積立金の政策動向ならびに、拘留と労働契約解除に関してご報告します。

内容 【人事・労務情報】

- 《住宅積立金使用効率向上の通知》 【異地貸款の全面推進】
- 拘留と労働契約解除

【コラム】

中国の住宅ローン事情

人事・労務情報

■ 《住宅積立金使用効率向上の通知》

住宅都市建設部、財政部、中国人民銀行の3部門より《住宅積立金使用効率向上の通知》が通知され、10月8日より施行されています。人事管理業務においては『住宅積立金納付地（≒勤務地）以外での住宅購入時のローン利用を全面的に推進する【異地貸款】』が注目すべき政策です。

他の主要内容は下記；

● ローン限度額の引上げ

- ・ 本年8月末時点で、住宅積立金貸出率が85%に満たない都市は、家賃水準、ローン需要、ローン返済能力を総合的に検討し、貸出限度額を引き上げること。
- ・ 借入者の基本的な生活費用保障の前提のもと、月次ローン返済額上限を収入の50~60%とする。
- ・ ローン返済期限は法定定年年齢の5年後、最長30年とする。

● 地域ごとの資金共用の実施

同一地域都市の住宅積立金センター及び分センターは統一政策により貸出資金を共有して資金不足に対応する。

● 住宅積立金基金の証券化

● 申請批准要件の簡素化（収入証明不要等）

● 住宅積立金管理センター業務の改善、センター職員業務評価指標設定等

NAVI 現在意見公募中の労働契約法の実施細則 (<http://cochicon.com/?p=2384>) においても、グループ間異動や事業再編等に関わる人事異動への対応が議論されていますが、人事管理の現場では、これらの異動に関わる労働契約、社会保険、住宅積立金の移動が課題となっています。

社会保険のポータビリティ体制構築とあわせ、将来の永住地や戸籍所在地、出身地での住宅購入を容易にするための住宅積立金政策が整備されることは、適材適所の人員配置をサポートする政策と言えます。住宅積立金貸出の活性化は、不動産市場活性化による景気刺激策であると同時に、中国の人材移動の活性化策ともいえます。

■ 勾留と労働契約解除

弊社へのご相談で、従業員が無断欠勤し連絡が取れない場合、“勾留”による連絡不能の場合が少なくありません。賭博、喧嘩、交通違反、公序良俗違反がよくある勾留理由です。

事例「賭博勾留5日で労働契約解除は合法か？」

製造現場労働者の沈さんは60歳に近いベテラン作業員で、業務態度も技術も安定した模範職員であったが、工場の近くの路地に連なる雀荘や飲み屋で息抜きを楽しむ習慣があった。ある日、いつもどおり、なじみの雀荘で麻雀を楽しんでいた最中、派出所の警官が立ち入り、麻雀に参加していたメンバー全員が5日間、行政拘留された。

沈さんは、以前も急用で事前申請をせずに仕事を休んだ際に、主任に謝り、休暇事後申請をした経験があったため、大したことは思わず「戻ったら、後付けで休暇申請をしよう」と考えていた。ところが、勾留が明け出社した途端に、主任より「賭け事で勾留されたことは、会社、工場に悪影響を与えたので、まことに遺憾ながら、労働契約を解除する」と申し渡された。

たったこれだけのことで長年優良職員で工場に貢献した私が解雇とは！違法解除ではないのか？！

人事の判断

会社の就業規則では、行政勾留は労働契約解除事項とされている。

「行政勾留は言わば警察による処罰であるのに、会社が罰しないことはありえない！

社会規範に違反し、罰せられた社員を会社が許していたのでは、どうやって工場の作業員管理ができるというのか？」

NAVI 労働契約法 第39条では、雇用側理由による一方的労働契約解除権6項目を規定しています。その中で「雇用単位の規則制度へ重大な違反をした場合」「法に基づき刑事責任を追及された場合」をどう判断するかがポイントとなります。

賭博、喧嘩等による勾留は行政勾留であり、裁判により刑が執行されるまでは刑事責任を追及されることとはならないため、労働契約法の雇用企業による一方的労働契約解除事項とはなりません。

就業規則等で、行政処罰責任を追及された場合を労働契約即時解除事項とすることは、法規に抵触するわけではなく、可能です。ただし、民主プロセスを経て『民主法院の労働争議案件審理の根拠とできる』と会社規定に定めておくことが必要です。

NAVI 多くの会社では、雇用側による労働契約即時解除事項に行政処罰責任を追及された場合を含んでいません。その場合、「無断欠勤〇日で労働契約即時解除」または「無断欠勤1日で警告1回。警告〇回で労働契約即時解除」等の条項を設定し、運用することで、行政勾留を受けた社員の処罰を施すことも可能です。

NAVI 最近、中国でも飲酒運転の取り締まりが厳格になり、酩酊レベルの場合は、刑事罰となり拘留期間も長期になります。コンプライアンス研修等で従業員の法令遵守指導を定期的実施すると同時に、会社のコンプライアンス規定と就業規則/会社規定に齟齬がないか、検証が必要と思われます。

NAVI 刑事罰を受けた際に、無断欠勤等による会社規定違反の場合の労働契約解除は、雇用側による一方的労働契約解除（単方解除）となりますが、いくつかの留意点があります。

■送達先規定の整備

雇用側による一方的解除に際し、会社が労働契約解除通知の受領証を取得できない場合が多くみられます。送達先規定（登録住所へ郵送した証拠のみで、通知義務を果たした根拠となる）を『民主法院の労働争議案件審理の根拠とできる』と会社規定に具備しておく必要があります。

■仲裁リスクの回避

労働者は、労働契約解除に異議がある場合は、解除から1年間仲裁に申し出る権利があり、企業は1年間は労働仲裁のリスクを背負うこととなります。

雇用側に労働契約解除の十分な証拠がある場合には、従業員へ辞職を勧告し、辞表を提出させることが最も安全です。一旦辞表を提出した場合、強要されたという証拠がない限り、仲裁等に申し立てても、辞職の取り下げはできません。

コラム

中国の住宅ローン事情

住宅購入価格は世界的には所得の6倍程度が適正範囲とされていますが、中国の全国平均は6.5倍（2013年）とのことです。可処分所得の増加を受けて比率は低下傾向です。都市部の住宅費の高騰により、優秀な人材が地方都市へ拡散する傾向があると言われてはいますが、住宅購入価格は、北京は13.3倍、上海は11.1倍で、リゾート物件が人気の海南島は11.3倍とのことです。

持家率は2010年で89%で、2000年の60%から飛躍的に伸びています。参考までに日本の持ち家率は60%、米国は65%程度です。

また、中国の住宅ローンの残高はGDP比17.2%で、日本の30%台、米国の50%台（住宅バブル以前は40%台）と比較して健全といえるかもしれません。住宅ローン利用率引上げ施策が実施されていますが、利用率は25%程度といわれており、都市部家計では13.9%という調査もあります。

【個人消費の内訳】

中国（都市部）：2013年／日本：2013年「家計調査」／米国：2012年

消費項目	中国	日本	米国
食品	35.0%	23.6%	13.6%
衣服	10.6%	4.0%	3.2%
住居	9.7%	15.6%	18.8%
家具	6.7%	3.5%	4.2%
交通・通信	15.2%	13.9%	12.7%
保険医療	6.2%	4.4%	21.0%
教育・文化・娯楽	12.7%	3.2%	2.5%
娯楽		10.3%	8.9%
金融			7.6%
その他	3.9%	21.6%	7.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%



中国は住宅高騰が大きく取り上げられ、話題となっていますが、庶民の家計は意外に健全なようです。